

介護サービスの提供における 不適正事例について

(指定取消等処分事例)

青森県健康福祉部高齢福祉保険課

以下の事例は、介護サービス事業者等に対する指定取消等処分事案の一例です。

それぞれの事例において、指定取消等処分の理由は複数ありますが、そのうち一部を記載しています。

【事例1】

令和4年7月指定の一部効力停止

介護老人福祉施設

入居者に対し、「切迫性、非代替性・一時性」について、施設で十分な検討を行うことなく、身体的拘束を行った。（人格尊重義務違反）

また、入居者又は家族の同意及び身体的拘束に関する記録の不備が認められた。

監査において、偽造した身体的拘束に関する説明書を提出、偽造行為を隠蔽するために事実と異なる答弁を行った。（虚偽報告、虚偽答弁）

【事例2】

令和4年7月指定の一部効力停止

老人福祉施設
短期入所生活介護

勤務予定のない者の名義を使用し、人員基準を満たすものとして虚偽の指定申請を行い、指定を受けた。（不正の手段による指定）

人員基準欠如の状態であったにも関わらず、介護給付費の減算を行っていなかった。
（不正請求）

【事例3】

令和4年10月指定の全部効力停止

訪問介護

利用者に対し、居室のドアノブを縛ることに
より、居室に隔離していた。また、利用者の居
室の水道の元栓を閉めることにより、水分摂取
を制限していた。（人格尊重義務違反）

虚偽のサービス提供記録を作成し、介護報酬を
請求した。（不正請求）

【事例4】

令和4年8月指定の一部効力停止

通所介護

介護職員の配置数が人員基準上満たすべき員数を下回っており、人員基準違反と知りながら、介護報酬を請求し、受領した。（不正請求）

【事例5】

令和4年10月指定の一部効力停止 短期入所生活介護

ユニット型の短期入所生活介護事業所として指定及び指定の更新を受けているにも関わらず、実際は同一フロア内の別ユニットを1か所の集めてサービス提供する等、ユニットごとの運営を行っていなかった。

(不正の手段による指定)

【事例6】

令和4年11月指定取消処分

訪問介護

勤務していない職員の名前を使用して虚偽のサービス提供記録を作成し、居宅介護サービス費を不正に請求し、受領した。

処遇改善を行っているとする事実と異なる賃金台帳等を作成し、処遇改善加算を算定し、居宅サービス費を不正に請求し、受領した。

同一建物減算を算定せずに、請求、受領した。
(不正請求)

【事例7-1】

令和5年1月指定取消処分

訪問介護

訪問介護員の出退勤記録と整合性が見つからない虚偽のサービス提供記録を作成し、サービス提供の実態がないにもかかわらず、介護報酬を不正に請求し、受領した。

訪問介護の買い物代行について、複数人の利用者の買い物代行をまとめて1回で行ったにもかかわらず、利用者ごとに買い物の代行を行ったとする虚偽のサービス提供記録を作成し、それぞれ個別に介護報酬を不正に請求し、受領した。

【事例7-2】

令和5年1月指定取消処分

訪問介護

2時間未満の間隔でサービスを提供したにもかかわらず、所要時間の合算を行わずに、介護報酬を不正に請求し、受領した。

同一建物減算を算定せずに、介護報酬を不正に請求し、受領した。

(不正請求)

おわりに

介護サービス事業者等は、介護保険法、関係令規及び関係通知に定められた基準等を遵守し、適正な運営を行わなければなりません。

これらの事例を戒めとし、事業所等の適正な運営を図ってください。